



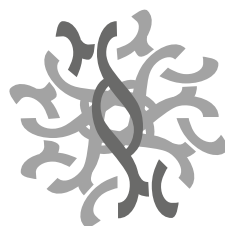
ニュースレター2022年第7号

デュッセルドルフ・エッセン・フランクフルト・ミュンヘン、
2022年6月23日

CoVid-19ワクチンに関する特許の制限を決定

今回も、ドイツ連邦共和国 (BGH)、無効審判手続きにおける提出書類に関する問題について "Fahrerlose Transporteinrichtung"

M I C H A L S K I



H Ü T T E R M A N N

P A T E N T A T T O R N E Y S

世界貿易機関、CoVid-19ワクチンに関する特許の制限を決定

2022年6月12日から16日までジュネーブで開催された[第12回閣僚会議](#)中、WTOのTRIPS協定に基づいてCoVid-19ワクチンに関する特許の制限が決定された。そのいわゆる「TRIPSウェイバー」は、[TRIPS](#)協定の下での初めての特許権制限であり、特許権制限を拒否していたEUが妥協案を提出した後、可能となったものである。

その「[TRIPSウェイバー](#)」により、今から各加盟国は国内特許法を改正でき、場合によっては義務的にCoVid-19ワクチンの特許を制限できるようになった。興味深い点は：

ー その協約は発展途上国のみを対象としているが、中国、インド、南アフリカなどもWTOによって発展途上国として思われていることも重要がある。それに関して、既にCoVid-19ワクチンの生産能力を確立している途上国は、ウェイバーに参加しないという義務的な宣言をすることが勧奨されるという一節があるが、あくまで任意である。

- ・ その制限は、CoVid-19ワクチンの製造に必要な成分や工程を保護するすべての特許に適用されている。したがって、まだ1件も付与されていない¹CoVid-19の直接的な特許出願だけでなく、前駆体に関する特許も影響を受けることになる。
- ・ その「ウェイバー」は、TRIPS 第 31 条に基づくものである。31条(h)によれば、特許権者への補償が予見されているので、般的な特許権放棄というよりは、強制実施権ということになるのだろう。ただし、補償は、それぞれの国の具体的な状況を考慮しなければならないと述べた。
- ・ その「ウェイバー」を利用する各加盟国は、ワクチンの再輸出が行われないよう可能な限り配慮することになっており、HIVの治療薬の発売が議論されていた当時、重要なポイントであった。
- ・ 現在、はワクチンだけが対象で、診断薬や治療薬に関する特許も含めるかどうかは後日決定される予定である。

結果として、「TRIPSウェイバー」は、インドと南アフリカに元々提案していたものの²より緩やかになった。しかし、まだ付与されているCoVid-19ワクチンの

European Qualifying Examination (EQE)のCパートおよびDパートでの予科

コロナ禍の状況が許されれば、これらの予科は2022年11月24日(木)・25日(金)と12月10日(土)・11日(日)に開催される予定である。どちらの予科も内容は同じなので、1つのコースに出席すれば十分だと思われる。

この予科では、EQE試験のCパートとDパートに合格するための、適切な受験方法やミスを防ぐための戦略に注目を置いている。経験では、よく準備された試験資料があったら、合格の可能性を大幅に高める。それゆえに、この予科では、参加者に必要な方法によった知識を提供したいと思われている。この点において、こちらの予科は参加者自身がEPCの法律に関する基礎知識を準備するための補足的なものと理解されるべきである。その代わり、EQE試験のCパートとDパートに合格するために、参加者はEPCの専門知識をできるだけ多くポイントに変換する方法を学んでいくつもりである。予科はドイツ語のみでデュッセルドルフのKaistrasse 16Aにある当社で行われ、無料で受講することができる。予科の講師はDr Torsten Exner氏, Dipl.-Ing. Andreas Gröschel 氏と Prof.Dr. Aloys Hüttermann氏がおる。

今からeqe@mhpatent.deに登録することができる。フルネームと勤務先を記してください。

¹ MH Newsletter 2021年第6号、Storz, Expert Opin. Ther. Pat. 2021年, p. 1177-1188、そして、[こちら](#)をご覧ください。

² [こちら](#)をご覧ください。

特許がないという事実は重要ではなさそうである。どの国においてこの「ウェイバー」が活用され、最終的にどの程度の影響を与えるかは不明である。いずれにせよ、今回の協約は、「TRIPS」協定のもとでの初めての明示的な特許権制限であり、したがって、すでに歴史的なものと言える。

今回も、ドイツ連邦共和国(BGH)、無効審判手続きにおける提出書類に関する問題について "Fahrerlose Transporteinrichtung"

[前回のニュースレター](#)で紹介した最近の審決「[Windturbinenschaufelmontage](#)」³「風力発電用ブレードの組み立て」に続き、ドイツ連邦最高裁判所(BGH)は、審決「[Fahrerlose Transporteinrichtung](#)」⁴「無人搬送機」において、短時間に無効審判手続きにおける提出物に関する問題について、今回は被告側からの意見を再び述べた。

対応する無効手続きにおいて、連邦特許裁判所は、適格注記において、訴訟中の特許が特許可能であるとの意見を表明していた。そこで、無効訴訟原告は、口頭審理前に設定された期限内に追加の書類を提出し、結果として、修正された範囲での維持が行われた。被告は、それに対し、控訴審手続きにおいて、控訴理由書だけでなく、その後もさらに予備的申立書を提出していたのである。それにもかかわらず、予備的請求は、以下の理由で連邦司法裁判所に受け入れられた。適格参照のため、被告は、その参照に対して、すでに新たな予備的請求を提出する理由がなかった。

連邦司法裁判所は、被告が新たに提出された書類を精査する義務があったが、「多数の技術的側面がその関連性を持つことがある証明された場合、被告が一審の予備的請求によって一つの側面を考慮しなかったとしても、それ以上の検討なしに過失と見なすことはできない。」⁵ということが本件をこのように考えている。口頭審理の経過から、被告は、実際に控訴理由書の中ですでに新たな予備的請求を提出する必要があるようである。しかし、連邦裁判所は、それらの新たな請求は法的紛争の解決を遅らせるものではないとして、考慮した⁶。結果として、特許は新たな提出した予備的請求で限っている範囲での維持が行われた。審決は、その点で各当事者が次の機会に新たな事実状況に対応しなければならないとする連邦司法裁判所の基本方針から外れている⁷。本件の場合、控訴理由書を提供したときである。連邦裁判所が後日にも予備的請求を受け入れたという事実は、特許権者に大きな譲歩をしたという意味である。新しい慣行となるかどうかになるかどうかはまだ不明であるが、とりあえず、特許権者は、例外であると認識して、次の機会に対応することをお勧めする。

³ 2022年3月15日付連邦裁判所審決 - X ZR 45/20 - Windturbinenschaufelmontage

⁴ 2022年3月15日付連邦裁判所審決 - X ZR 18/20 - Fahrerlose Transporteinrichtung

⁵ 審決の頭書b

⁶ 審決の頭書c

⁷ Hüttermann, Mitt. 2017年p.193

FT誌の「欧州の代表的な特許法律事務所」リストに掲載

今年も我が社はFinancial Times誌の欧州の代表的な特許法律事務所「[リスト](#)」に掲載されていた。

皆様のご親族、従業員、同僚、そしてもちろん皆様ご自身が、今の困難な時期に幸運でありますように願っています。

印刷所

Michalski · Hüttermann & Partner
Patentanwälte mbB

Speditionstrasse 21
D-40221 Düsseldorf
電話: +49 211 159 249 0
ファクス: +49 211 159 249 20

Hufelandstr. 2
D-45147 Essen
電話: +49 201 271 00 703
ファクス: +49 201 271 00 726

Perchtinger Straße 6
D-81379 Munich
電話: +49 89 7007 4234
ファクス: +49 89 7007 4262

De-Saint-Exupéry-Str. 10
D-60549 Frankfurt a.M.
電話: +49 211 159 249 0
ファクス: +49 211 159 249 20

Am Rathaus 2
D-42579 Heiligenhaus
電話 +49 2056 98 95 056

このニュースレターの内容は概説だけ反映し、概説を提供するものであり、ドイツ法律相談法に基づく法律相談ではございません。

内容を 全くに確認したにもかかわらず、Michalski · Hüttermann & Partner Patent-Attorneys mbB は、上記の情報の有効性、正確性、整合性、品質についてご引責致しません。